

低所得者対策について

1. 制度名

国民健康保険関係
(高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げ)

2. 低所得者対策の概要

| 所得の程度 | 対 象 者 | 自己負担限度額 |
|-------|--|---|
| 上位所得者 | 世帯に属する被保険者に係る前年所得（基礎控除後の総所得金額等）の合算額が670万円を超える者 ※ 多数該当（4月目以降の自己負担限度額） ※ 世帯合算の合算対象基準額 30,000円/月 | 121,800円+ (医療費-609,000円) ×1%/月 ※ 70,800円/月 (多数該当) |
| 一般 | 世帯に属する被保険者に係る前年所得（基礎控除後の総所得金額等）の合算額が670万円以下の者（市町村民税非課税世帯を除く） ※ 多数該当（4月目以降の自己負担限度額） ※ 世帯合算の合算対象基準額 30,000円/月 | 63,600円+ (医療費-318,000円) ×1%/月 ※ 37,200円/月 (多数該当) |
| 低所得者 | 市町村民税非課税世帯（世帯に属する被保険者全員が非課税）に属する者 ※ 多数該当（4月目以降の自己負担限度額） ※ 世帯合算の合算対象基準額 21,000円/月 | 35,400円/月 ※ 24,600円/月 (多数該当) |

低所得者対策について

1. 制度名

国民健康保険関係
(入院時食事療養費制度における標準負担額の軽減)

2. 低所得者対策の概要

| 所得の程度 | 対 象 者 | 標準負担額 |
|-------|---|---------------------------|
| 一般 | 一般 | 780円/日 |
| 低所得者 | 市町村民税非課税世帯(世帯に属する被保険者全員が非課税)に属する者 ※ 過去1年間の入院期間が90日を超える者(長期該当者) | 650円/日 ※ 500円/日(長期該当者) |

低所得者対策について

1. 制度名

国民健康保険関係

(低所得世帯に係る保険料(税)の軽減制度)

※保険基盤安定制度

保険料軽減相当額を公費補填(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

2. 低所得者対策の概要

保険料に占める応益保険料額を下記の区分に従って軽減

| 所得の程度 | 対象者 | 応益保険料の軽減割合 |
|---|---|---|
| 低所得 (軽減基準所得(※1) が33万円+(35万円 ×世帯に属する被保険者 数)以下の世帯) | 市町村保険者の応益割合(※2) が45%以上55%未満である 場合にのみ適用 | 2割軽減 (ただし、市町村長が 軽減を適当でないと思 めるときは行わない) |
| 特に低所得(1) (軽減基準所得が33万 円+(24.5万円×世 帯主以外の被保険者数) 以下の世帯) | 市町村保険者の応益割合 ① 45%以上55%未満 ② 35%以上45%未満 又は55%以上 ③ 35%未満 | ① 5割軽減 ② 4割軽減 ③ 3割軽減(ただし、 当分の間4割とす ることができる) |
| 特に低所得(2) (軽減基準所得が33万 円(市町村民税の基礎控 除額)以下の世帯) | 市町村保険者の応益割合 ① 45%以上55%未満 ② 35%以上45%未満 又は55%以上 ③ 35%未満 | ① 7割軽減 ② 6割軽減 ③ 5割軽減(ただし 当分の間6割とす ることができる) |

(※1) 総収入から必要経費(給与所得控除、公的年金等控除等)を控除した額

(※2) 保険料に占める応益保険料(被保険者1人当たり及び世帯当たりの定額保険料)の割合(この割合は政令で定める基準に従い各市町村の条例で定める)

低所得者対策について

1. 制度名

介護保険関係

(高額介護サービス費制度における自己負担限度額の引き下げ)

2. 低所得者対策の概要

| 所得の程度 | 対 象 者 | 自己負担限度額 |
|-------|--|-----------|
| 一般 | 一般 | 37,200円/月 |
| 低所得 | 世帯全員が市町村民税非課税の者 (減額があれば生活保護の被保護者とならない者を含む。) | 24,600円/月 |
| 特に低所得 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 (減額があれば生活保護の被保護者とならない者を含む。) | 15,000円/月 |

(備考)

- ・ このほか、社会福祉法人の利用者負担の軽減措置やホームヘルプサービス利用者への軽減措置が講じられている。

低所得者対策について

1. 制度名

介護保険関係

(施設入所時における食費の標準負担額の軽減)

2. 低所得者対策の概要

| 所得の程度 | 対 象 者 | 標準負担額 |
|-------|--|--------|
| 一般 | 一般 | 780円/日 |
| 低所得 | 世帯全員が市町村民税非課税の者 (減額があれば生活保護の被保護者とならない者を含む。) | 500円/日 |
| 特に低所得 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 (減額があれば生活保護の被保護者とならない者を含む。) | 300円/日 |

低所得者対策について

1. 制度名

国民年金関係
 (国民年金保険料免除制度)

2. 低所得者対策の概要

| 所得の程度 | 対 象 者 | 保険料 |
|--------|--|--------------------|
| 一般 | 一般(天災等の場合を除く。) | 13,300円 /月 |
| 低所得(1) | 控除後の所得が68万円以下の者 (世帯主及び配偶者も上記基準を満たすことが必要) ※ 申請に基づき保険料の半額を免除 | 6,650円/月 (半額免除) |
| 低所得(2) | 市町村民税非課税の者 (世帯主及び配偶者も非課税であることが必要) ※ 申請に基づき保険料の全額又は半額を免除 (生活保護受給者等は法定免除) | 0円/月 (全額免除) |

(備考) 保険料免除を受けた場合の年金給付

- ・ 老齢基礎年金 { 全額免除期間 保険料納付月数の1/3換算
 半額免除期間 保険料納付月数の2/3換算
- ・ 障害基礎年金 } 他に保険料滞納期間がなければ満額支給
- ・ 遺族基礎年金 }

低所得者対策について

1. 制度名

生活福祉資金貸付制度

2. 低所得者対策の概要

| 所得の程度 | 対 象 者 | 貸付種類 |
|-------|--------------|---|
| 低所得 | 概ね市町村民税非課税世帯 | 更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、災害援護資金 |

(注) 生活保護受給世帯は、生活資金及び療養費の貸付けにおいては貸付対象外である。

(参考) 高齢者世帯及び障害者世帯に対する貸付け

○高齢者世帯

| 所得の程度 | 対 象 者 | 貸付種類 |
|-------|----------------------------|-------------------|
| — | 日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯 | 福祉資金、住宅資金、療養・介護資金 |

○障害者世帯

| 所得の程度 | 対 象 者 | 貸付種類 |
|-------|--|------------------------|
| — | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯 | 障害者更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金 |

生活福祉資金貸付制度の充実

○低所得者が福祉貸付により生活ができるようにするため、生活福祉資金貸付制度の充実を図る。

(具体的措置)

1. 離職者支援資金の創設

○総合雇用対策の一環として、平成13年度第1次補正予算において措置

○貸付原資

1,000億円(国庫補助額750億円 補助率3/4)

○貸付事務費

20億円(国庫補助額10億円 補助率1/2)

2. 長期生活支援資金の創設

○平成14年度予算案において計上

○貸付原資の追加(生活福祉資金貸付全体分として)

7.9億円(国庫補助額5.3億円 補助率2/3)

○貸付事務費(生活福祉資金貸付全体分として)

20.4億円(国庫補助額10.2億円 補助率1/2)

3. 緊急小口資金の創設

○平成14年度予算案において計上

○貸付原資の追加及び貸付事務費

長期生活支援資金と一括計上

1 離職者支援資金の概要

(1) 趣 旨

雇用保険制度の枠外にいる自営業者及びパート労働者の失業や、雇用保険の求職者給付期間が切れたことにより生計の維持が困難となった失業者の世帯に対し、一定の条件のもとに生活資金の貸付けを行う。

(2) 貸付対象

次の条件のいずれにも該当する世帯。

- ① 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること。
- ② 当該生計中心者が就労することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること。
- ③ 当該生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること。
- ④ 当該生計中心者が離職の日から2年（特別の場合は3年）を超えていないこと。
- ⑤ 当該生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中ではないこと。

(3) 貸付内容

| | |
|---------|---|
| ア 貸付期間 | 離職の日から2年以内（特別の場合は3年以内）の12月以内の期間 (注) 特別の場合とは、技能習得等をしている場合をいう。 |
| イ 貸付限度額 | 月額20万円（貸付総額最高240万円） |
| ウ 据置期間 | 貸付期間終了後6月以内 |
| エ 償還期間 | 据置期間経過後5年以内 |
| オ 貸付利率 | 年3%（据置期間中は無利子） |
| カ 連帯保証人 | 原則として2名（ただし、借入予定総額が120万円以内の場合は1名） |

2 長期生活支援資金の概要

(1) 趣 旨

一定の資産を有するものの、将来のためにその処分をしたくない低所得の高齢者世帯に対し、当該資産の状況や連帯保証人の信用を総合的に評価し、毎月の生活費に充てるための資金の長期の貸付けを行う。

(2) 貸付対象

一定の居住用不動産を有する低所得の高齢者世帯であって、収入が少ないために生計の維持が困難なもの

(3) 貸付内容

ア 貸付限度額

借受人の保有する居住用不動産（土地）、連帯保証人の保証能力を総合的に評価することにより貸付限度額を決定する。

イ 貸付月額

貸付限度額の範囲内で借受人の希望に応じて決定するが、年金等他の収入と併せて生活保護基準プラスアルファの生活を維持できる額とする。

ウ 貸付期間

3年を区切りとし、その時点で貸付限度額の枠内に余裕がある場合は、契約の更新が可能とする。

エ 償 還

借受人の死亡等の契約終了事由が発生した後、速やかに貸付金及び利子を一括償還する。

オ 貸付利率

年3%以内（毎年度4月1日時点の長期プライムレートを1年間適用）

カ 連帯保証人等

居住用不動産に対し、根抵当権を設定するとともに、借受人の法定相続人全員が連帯保証人となる。

(4) 貸付事務の体制の整備

適正な貸付を確保するため、不動産鑑定士等専門家からなる審査委員会において審査の上決定する。

3 緊急小口資金の概要

(1) 趣 旨

低所得の世帯におけるの緊急かつ一時的な資金需要に応えるため、小口の生活資金の貸付けを行う。

(2) 貸付対象

低所得の世帯で次のような理由により一時的に生計困難となったもの。

- ① 本人又は同一世帯員の傷病
- ② 給料等の盗難、紛失
- ③ 年金、保険等の支給開始までのつなぎ
- ④ 火災等による被災
等

(3) 貸付内容

| | |
|---------|-------------------|
| ア 貸付限度額 | 5万円 |
| イ 据置期間 | 2月以内 |
| ウ 償還期間 | 4月以内 |
| エ 貸付利率 | 年 3 % (据置期間中は無利子) |
| オ 連帯保証人 | 不 要 |

(4) 貸付事務の体制

迅速な貸付けを行えるよう、貸付決定事務を市町村社協へ委託できることとする。

(参考)

現行の生活福祉資金貸付制度の概要

〔制度概要〕

〈創設年度〉

昭和30年度

〈実施主体〉

都道府県社会福祉協議会（窓口業務等は市町村社会福祉協議会へ委託）

〈貸付対象〉

低所得者世帯… 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯
(市町村民税非課税程度)

障害者世帯… 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯

高齢者世帯… 日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

失業者世帯… 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯

〈貸付資金の種類〉

更生資金（生業費、支度費、技能習得費）、障害者更生資金（生業費、支度費、技能習得費）、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、災害援護資金、離職者支援資金（平成13年度補正予算により措置）

〈貸付金利率〉

年3%（ただし、修学資金、療養・介護資金及び療養・介護資金の貸付期間中の生活資金は無利子）

〈貸付実績等（平成12年度末）〉

貸付原資保有額 1,110億円
うち、貸付中金額 913億円

平成12年度新規貸付決定金額・件数

106億円（1万4千件）
うち、修学資金 61億円（8千件）

〈貸付財源〉

貸付原資

国2/3、都道府県1/3の割合で補助

貸付事務費

貸付金利率3%のうち2%を充てるとともに、不足分は国1/2、都道府県1/2の割合で補助

欠損補てん積立金（貸倒引当金）

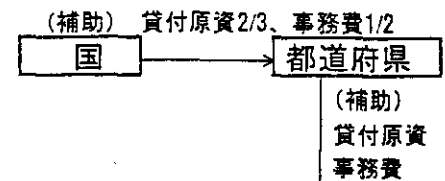
貸付金利率3%のうち1%を計上

〈国の予算措置状況（平成14年度予算額(案)）〉

(目)生活福祉資金貸付等補助金 1,550百万円
・生活福祉資金貸付金(補助率2/3) 529百万円
・生活福祉資金貸付事業推進費(補助率1/2) 1,021百万円
(貸付事務費等)

〔貸付手続き等の流れ〕

○貸付財源の流れ



○貸付手続きの流れ

